

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月6日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

西知多医療厚生組合規則第2号

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則（令和2年東海市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「100分の205」を「100分の215」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

在職期間 職名		3年以下の期間	3年を超え6年以下の期間	6年を超える期間
		円	円	円
(1)	一般事務	1,240	1,270	1,310
(2)	医師事務作業補助者 (研修期間)	1,300		
(3)	医師事務作業補助者	1,360	1,430	1,520
(4)	軽作業	1,490	1,540	1,570
(5)	普通作業	1,620	1,630	1,640
(6)	臨地実習指導員	1,740	1,750	1,770
(7)	薬剤師	1,700	1,720	1,770
(8)	その他医療技術員	1,510	1,540	1,580
(9)	助産師	1,710	1,770	1,850
(10)	看護師	1,660	1,710	1,800
(11)	准看護師	1,510	1,550	1,620
(12)	看護補助員（外来）	1,290	1,310	1,340
(13)	看護補助員（病棟）	1,380	1,400	1,440
(14)	看護補助員（病棟早	1,410	1,430	1,470

	夜)			
(15)	臨床心理士	1, 820	1, 820	1, 820
(16)	認定遺伝カウンセラー	1, 580	1, 580	1, 580
(17)	その他の短時間勤務 会計年度任用職員	2, 000円以内において管理者が定める額		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の規定は令和6年4月1日から、改正後の規則第14条第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。